

新島村令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金交付要綱

新島村要綱第 1号

令和2年1月21日

(目的)

第1条 この要綱は、令和元年台風第15号又は第19号により被害を受けた被災者の住宅の安全と生活の安全確保を図るため、新島村において令和元年台風第15号・第19号により被害を受けた一部損壊住宅の補修工事を行う者に対して補助金の交付にいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- (1) 現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行う者（同居の親族等も可とする。）
- (2) 村長が定める日までに交付申請書・実績報告書を提出できる者

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、新島村において令和元年台風第15号・第19号により被害を受けた住宅の一部損壊住宅の補修工事を行う者に対して、工事の費用の一部を補助する。

- (1) 被災住宅 令和元年台風第15号・第19号により被害を受けた賃家を除く住家（当該住家が集合住宅の場合は、専用部分をいう。）のうち、一部損壊住家であるもの。
- (2) 一部損壊住家 被害認定において、住家の損害割合が20%未満として認定された住家。
- (3) 補修工事 被災住宅において令和元年台風第15号・第19号による被害を補修する工事及びこれに附帯する工事、当該アに定める日以降に着手したもの（完了済みの工事を含む。）とする。  
ア 令和元年台風第15号 令和元年9月9日  
イ 令和元年台風第19号 令和元年10月13日
- (4) 補修工事に要する経費 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急処理を行うことが適当な箇所について実施される補修工事にかかる費用。

なお、補修工事の範囲及び基本的考え方は東京都の「令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領（令和元年11月8日決定）」の2の規定によるもの

とする。

- (5) 住居に要している住宅で、住居部分のみ対象とする。住居はあるが、生活の本拠地が島外にある者及び空き家は対象外とする。
- (6) 店舗（旅館・民宿に供している部分）と住居に要している時は、店舗部分是对象外とする。ただし、店舗と住居部分を分けることがむずかしい住宅は、全体面積の比率按分とする。
- (7) 被災者本人が材料購入の上、補修工事をした場合は補助対象外とする。

（補助金の交付額等）

第4条 補助金の交付額は、補修工事に要する対象経費の2分の1の額とし、被災住宅1戸（1戸の被災住宅に2以上の世帯が居住する場合も1戸とする。）あたり上限30万円とし、補修工事に要する経費が60万円に満たない場合は、低い額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

- (1) 補助する金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- (2) 前項の規定により算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 補助金の交付は、令和2年7月31日までに完了する補修工事を行う被災住宅1戸につき、1回に限るものとする。ただし、会計年度ごとの補修工事完了精算とし、補修工事完了が年度をまたがる場合は次年度の精算とする。

（補助金の交付申請）

第5条 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) り災証明書
- (2) 資力に関する申出書（別記第2号様式）
- (3) 補修工事箇所の着手前の被災状況が分かるカラー写真又はこれに代わる資料
- (4) 補修工事の見積書の写し（別記第3号様式）、補修工事完了の場合は内訳の分かる資料
- (5) 補修工事の箇所及び内容が分かる図面
- (6) 申請者の住所が分かる書類
- (7) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条により申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定書（別記第4号様式）により、速やかに申請

者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第7条 前条により交付の決定を受けた者は、この補助金の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書の受領後14日以内に補助金交付申請を撤回することができる。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付申請をした者は、補助金実績報告書(別記第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、村長に報告しなければならない。

(1) 補修工事に係る契約書及び領収書の写し

ただし、契約書の取交しが無い場合、個人事業主(大工)に直接お願いした場合は領収書の写し

(2) 補修工事の工事完了写真

(3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条により補助金実績報告書の提出を受けた場合で、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 村長は、前条により確定した額について、補助決定者から請求書(別記第7号様式)による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 村長は、補助申請者が次に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助工事を期間内に着手せず、又は完了しないとき。

(4) その他村長が補助することが不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書(別記第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書（別記第9号様式）により補助金の既交付者に通知して行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。